

岩手県告示第387号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第7項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第7項の規定に基づき、次のとおり指定養育医療機関の指定の辞退があった。

平成30年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定養育医療機関の名称	所在地	診療科名	辞退の効力発生の日
岩手県立高田病院	陸前高田市米崎町字野沢34番地1	内科、小児科、外科、整形外科、 産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科	平成30年2月28日